

（専決第5号）令和6年度守口市一般会計補正予算（第5号）【令和6年10月4日専決】

令和6年11月27日
企画財政部

歳入歳出予算の補正(単位：千円)

事業名等	款	項	目	節	補正額	財源内訳(歳入)					備考	
						国 庫 支出金	府 支出金	地方債	その他	一般財源		
国政選挙事業	総務費	選挙費	衆議院議員総 選挙費	報酬	1,943		1,943					
				職員手当等	9,830		9,830					
				旅費	60		60					
				需用費	2,000		2,000					
				役務費	4,500		4,500					
				委託料	16,000		16,000					
				使用料及び賃 借料	600		600					
府政選挙事業	総務費	選挙費	地方選挙費	報酬	1,693		1,693					
				職員手当等	9,830		9,830					
				旅費	60		60					
				需用費	2,000		2,000					
				役務費	4,500		4,500					
				委託料	16,000		16,000					
				使用料及び賃 借料	600		600					
合 計					69,616	0	69,616	0	0	0		

(参考) 補正後の歳入歳出予算の総額	
補正前の額	75,771,410 千円
補正額	69,616 千円
補正後の額	75,841,026 千円

守口市消費生活センター相談業務委託事業者プロポーザル選定委員会条例 を廃止する条例案について

1 改正内容

守口市消費生活センター相談業務委託事業者プロポーザル選定委員会条例を
廃止する条例案を令和 6 年 12 月守口市議会定例会に提出するもの。

2 廃止理由

- 令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を想定し、公募型プロポーザル方式による選定を実施したところ、応募事業者がなかった。
- 複数事業者へのヒアリングを行ったところ、現在の受託事業者は、全国的に相談業務を担う資格を保有する人員が不足しており、長期間に及ぶ契約を受託することは困難である、また、他の事業者は受託できないとの回答であった。
- 公募の方法について再度検討を行った結果、契約期間等仕様書の内容を見直し、公募型プロポーザル方式を取り止めることとなったため。

3 施行期日

公布の日から施行する。

令和 6 年 11 月 27 日
健 康 福 祉 部

守口市障害者・高齢者交流会館条例を廃止する条例案

1 改正の趣旨

守口市障がい者・高齢者交流会館（以下「交流会館」という。）については、令和 6 年 2 月に策定した守口市行政経営プランにおいて、「本施設が担う会館機能について、代替手段を検討した上で、老朽化が進む現施設については、廃止も含めて、あり方を検討する」こととしており、これに基づき、庁内での検討を重ねてきた結果、必ずしも利用しやすい場所にあるとはいえない交流会館よりも各地域にある「コミュニティセンター」や「さんあい広場」が整備されてきたことから、それらを活動の場として利用することが最も良いとの判断に至った。

そこで、現在、交流会館を社会参加や交流のために利用する場合は、無料で利用できることとなっていることから、新たに市内の 8 か所のコミュニティセンターにおいて、障がい者団体やサークル等が社会参加や交流のために利用する場合には、利用料の減免が適用されるよう整備を行うこととなった。

これを受け、守口市障害者・高齢者交流会館条例を廃止する条例案を令和 6 年 12 月市議会定例会に提出するもの。

また、これに合わせて、守口市附属機関条例にて規定されている守口市障害者・高齢者交流会館指定管理者選定委員会の名称、担任する事務等を削除するため、附則において守口市附属機関条例の一部を改正するもの。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

守口市道路占用料条例の一部を改正する条例案について

1 改正の趣旨

令和 4 年 1 2 月に国土交通省より示された「道路占用料改定のポイント」を踏まえ、本市の道路占用料を地価水準及び地価に対する賃料の水準の変動等を反映した単価に改正しようとするもの。また、占用物件の区分について、本市運用状況により追加削除を行うもの。

2 改正内容

「道路占用料改定のポイント」に示された算定式により、各占用物件の占用料の改定を行う。

$$\text{占用料の額（円/年）} = \text{道路価格（円/㎡）} \times \text{使用料率（\%/年）} \times \text{占用面積（㎡）}$$

道路価格：固定資産税評価額を「商業地」「それ以外の平均地」に分け平均額を算出

使用料率：地価に対する賃料の割合に相当する額として、平面式（屋根なし）駐車場料金等を市場調査して算出（占用に態様が類似しており、全国的に比較ができるものとして、平面式（屋根なし）駐車場の賃料としている）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 経過措置

占用者の急激な負担増を軽減するため、一部の占用物件において、前年の占用料単価の 1.2 倍を基準として段階的措置（激変緩和措置）を設ける。

○道路占用料の改正額 (網掛けは激変緩和措置の額)

占用物件			単位		占用料 (円)				増減割合	備考
			期間	数量	改正前	令和7	令和8	令和9		
電柱、電線、変圧器等	第1種電柱		1年	1本	2,600	5,000			122.0%	区分を「電柱」に集約
	第2種電柱				4,100					
	第3種電柱				5,600					
	第1種電話柱				2,400	2,900			120.8%	区分を「電話柱」に集約
	第2種電話柱				3,900					
	第3種電話柱				5,400					
	その他柱類				180	220	270	290	161.1%	
	共架電線その他上空に設ける線類		1年	1m	24	29			120.8%	
	地下電線その他地下に設ける線類		1年	1m	12	15	18		150.0%	
	路上に設ける変圧器		1年	1個	1,800	2,200	2,700	2,900	161.1%	
	地下に設ける変圧器		1年	1㎡	1,200	1,500	1,800		150.0%	
	変圧塔、公衆電話所		1年	1個	3,700	4,500	5,400	5,800	156.8%	
	郵便差出箱		1年	1個	1,500	1,800	2,200	2,500	166.7%	
	その他のもの		1年	1㎡	3,700	4,500	5,400	5,800	156.8%	
水道、下水道、ガス管等	外径が0.07m未満のもの		1年	1m	120	130			108.3%	区分新設
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの					150	180		150.0%	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの				180	220	260		144.4%	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの				240	290	350		145.8%	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの				490	520			106.1%	区分新設
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの					590	700		142.9%	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの				1,200	1,300			108.3%	区分新設
	外径が0.7m以上1.0m未満のもの					1,500	1,800		150.0%	
	外径が1.0m以上のもの				2,400	2,900	3,500		145.8%	
アーケード			1年	1㎡	3,700	4,500	5,400	6,400	173.0%	
通路等	上空に設ける通路		1年	1㎡	4,800	4,500			93.8%	
	地下に設ける通路				2,400	2,000			83.3%	
	その他のもの				3,700	3,200			86.5%	
露店等	祭礼・縁日等に際し一時的に設けるもの		1日	1㎡	72	58			80.3%	
工作物等	広告看板(電柱等に添架されているもの)	突出看板、巻付看板	1月	表示面積	720	640			88.9%	
		その他のもの	1年	1㎡	7,200	5,800			80.6%	
	標識		1年	1本	2,900	3,500	4,200	4,700	162.1%	
工事用施設			1月	1㎡	720	580			80.6%	

守口市布設工事監督者の配置基準及び資格
並びに水道技術管理者の資格に関する条例案について

1 改正趣旨

水道事業における専門人材の減少などの課題を踏まえ、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）及び水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に係る参酌基準が改められたことから、本市においても、国の改正を踏まえて条例の全部を改正する。

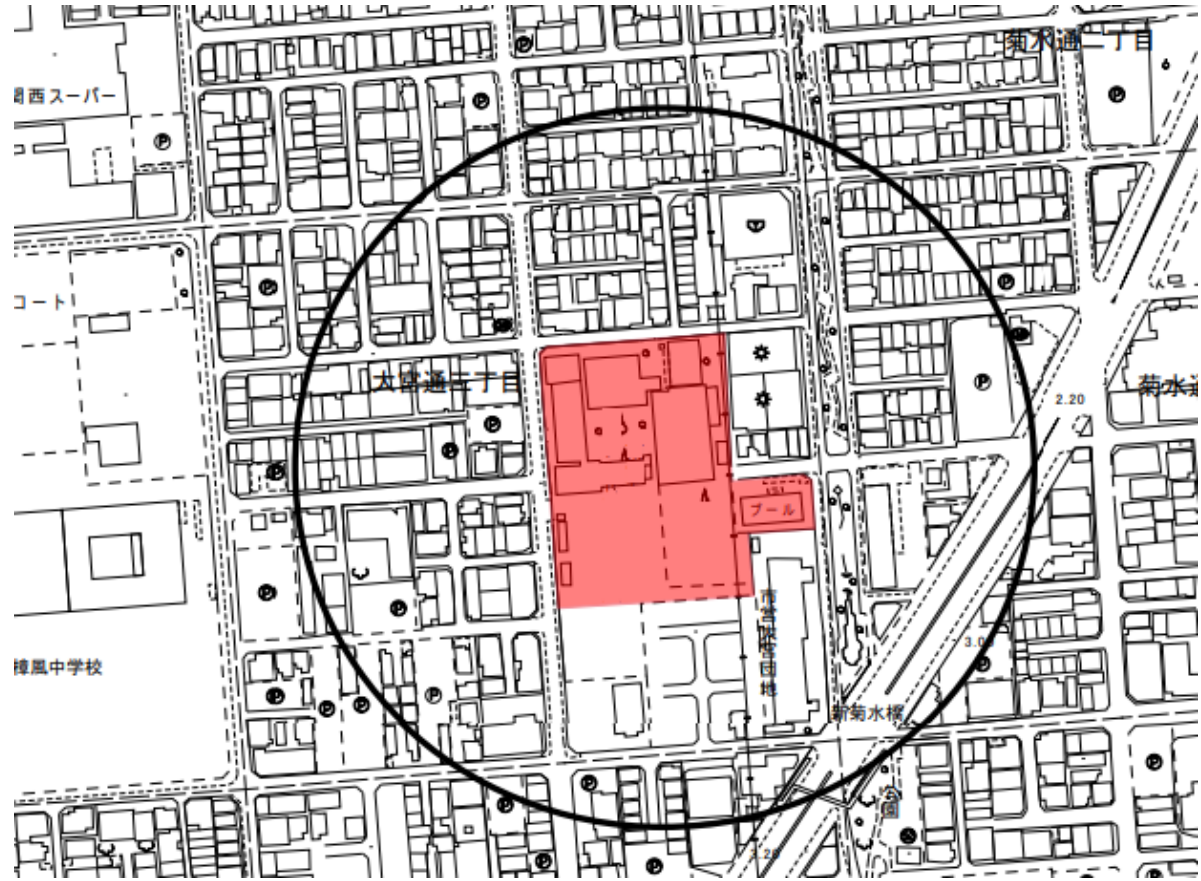
2 変更内容

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の追加、技術上必要な実務及び経験年数の見直し、その他所要の改正を行う。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

所在地	守口市大宮通三丁目12番 1
地目	宅地
面積	9,104.94㎡
売却価額	21億4,427万3,000円
売却先 (共同申込)	・大阪府岸和田市土生町 1 丁目 4 番23号 フジ住宅株式会社 代表取締役 宮脇 宣綱 ・東京都港区芝二丁目32番 1 号 株式会社長谷工コーポレーション 代表取締役 池上 一夫
入札方法	建物解体撤去等条件付き一般競争入札 (10月22日開札)
入札結果	入札参加者数 5 者



建物等の譲渡について

1 趣旨

市では、令和 4 年度に実施した「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに伴い、増大する保育ニーズに対する今後の受け皿確保方策として、守口市立外島認定こども園の老朽化を踏まえた民間移管を令和 7 年 4 月 1 日に実施し、民間移管後の園舎建て替えによる受入定員の拡大を図ることとしている。

民間移管にあたっては、令和 5 年 10 月に、「守口市立認定こども園の民間移管に関する基本方針」を策定し、外島認定こども園の民間移管に係る基本的な市の考え方を定めた。その中で、外島認定こども園の建物については無償譲渡することとしていることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、施設の譲渡についての議案を提出するもの。

2 譲渡の内容

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| (1) 所在地 | 守口市外島町 2 番 48 号 |
| (2) 譲渡物件 | 認定こども園施設及び附属工作物等 |
| (3) 構造 | 鉄筋コンクリート造 2 階建 |
| (4) 面積 | 789.20 m ² |
| (5) 譲渡額 | 無 償 |
| (6) 譲渡先 | 和歌山市園部 381 番地 28
社会福祉法人 まこと鳴滝会 |
| (7) 譲渡時期 | 令和 7 年 4 月 1 日 |

守口市立図書館及び大日公園の指定管理者の指定について

1. 趣旨

守口市立図書館及び大日公園の指定管理者の候補者が守口市立図書館指定管理者選定委員会において選定され、仮協定を締結したことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議案を提出しようとするもの。

2. 指定管理者に管理させようとする施設

守口市立図書館
大日公園

3. 指定管理者に指定しようとする団体

団体名 図書館流通センター・大阪ガスビジネスクリエイト・長谷工コミュニティ共同事業体

代表団体 団体名 株式会社図書館流通センター
所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号
代表者 代表取締役 谷一 文子

構成団体 団体名 大阪ガスビジネスクリエイト株式会社
所在地 大阪市西区京町堀一丁目4番16号
代表者 代表取締役社長 宇田 徹

構成団体 団体名 株式会社長谷工コミュニティ
所在地 東京都港区芝二丁目6番1号
代表者 代表取締役 谷 信弘

4. 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

5. その他

守口市立図書館の指定管理者選定にあたり、隣接する大日公園についても同一の指定管理者が一体的に管理することが市民サービスの向上に資すると考えられることから、両施設合わせて公募したもの。

令和6年11月27日
こ　ど　も　部

守口市立わかくさ・わかすぎ園の指定管理者の指定について

1 趣旨

守口市立わかくさ・わかすぎ園の指定管理者の候補者が守口市立児童発達支援センター指定管理者選定委員会において選定され、仮協定を締結したことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議案を提出しようとするもの。

2 指定管理者に管理させようとする施設

守口市立わかくさ・わかすぎ園

3 指定管理者に指定しようとする団体

団　体　名　株式会社　三葉

住　　　所　福岡県北九州市小倉南区葛原1丁目2－35

代　表　者　代表取締役　北田　健二

4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

令和6年度守口市一般会計補正予算（第6号）

1 歳入歳出予算の補正

（単位：千円）

事業名等	款	項	目	節	補正額	財源内訳(歳入)					備考
						国 庫 支出金	府 支出金	地方債	その他	一般財源	
歳 出	議会費	議会費	議会費	報償費	583					583	
				旅費	10					10	
				委託料	287					287	
	総務費	総務管理費	生涯学習費	委託料	1,086					1,086	
	総務費	総務管理費	諸費	委託料	1,342					1,342	
				工事請負費	7,392					7,392	
	総務費	総務管理費	諸費	償還金、利子及び 割引料	60,000					60,000	
	総務費	総務管理費	諸費	償還金、利子及び 割引料	239,000					239,000	
	総務費	総務管理費	諸費	積立金	1,754,824				1,754,824	0	・土地売却収入
	民生費	社会福祉費	老人福祉費	繰出金	75,399					75,399	
	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	公有財産購入費	314,090			278,700		35,390	
	清掃費	衛生費	ごみ処理費	委託料	2,775					2,775	
	教育費	教育総務費	教育研究費	委託料	990	330				660	
合 計					2,457,778	330	0	278,700	1,754,824	423,924	

事業名等		款	項	目	補正額	備考
歳 入	純繰越金	繰越金	繰越金	繰越金	231,474	
	旧くすのき広域連合清算金	諸収入	雑入	雑入	192,450	
	合 計				423,924	

（参考）補正後の歳入歳出予算の総額	
補 正 前 の 額	75,841,026 千円
補 正 額	2,457,778 千円
補 正 後 の 額	78,298,804 千円

2 繰越明許費

（単位：千円）

事業名	款	項	金額
文 祿 堤 ・ 旧 徳 永 家 住 宅 保 全 ・ 活 用 事 業	総務費	総務管理費	170,204

3 債務負担行為の補正

（追加）

（単位：千円）

事 項	期限	限度額
淀 江 倉 庫 解 体 工 事 監 理 業 務 委 託 事 業	令和7年度	1,309
淀 江 倉 庫 石 綿 除 去 工 事 監 視 業 務 委 託 事 業	令和7年度	440
淀 江 倉 庫 解 体 工 事	令和7年度	11,088
障 がい 者 自 立 支 援 給 付 審 査 支 払 等 シ ス テ ム 改 修 事 業	令和7年度	9,616
わ か く さ ・ わ か す ぎ 園 指 定 管 理 事 業	令和12年度	345,000
わ か く さ ・ わ か す ぎ 園 温 水 ヒ ー タ ー 更 新 工 事 実 施 設 計 業 務 委 託 事 業	令和7年度	4,180
粗 大 ご み 等 収 集 業 務 委 託 事 業	令和9年度	690,030
守 口 市 乗 合 バ ス 事 業	令和8年度	14,995
守 口 市 立 図 書 館 及 び 大 日 公 園 指 定 管 理 事 業	令和11年度	1,272,874

（変更）

（単位：千円）

事 項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
消 費 生 活 セ ン タ ー 相 談 業 務 委 託 事 業	令和11年度まで	79,814	令和7年度まで	15,963

4 地方債の補正

（追加）

（単位：千円）

起債の目的	限度額
認 定 こ ど も 園 整 備 事 業 費 債	278,700

令和6年度守口市特別会計介護保険事業補正予算（第1号）について

1. 補正理由

令和6年3月末でくすのき広域連合が解散となり、この間、事務承継市である四條畷市が残務処理を行っていましたが、このたび残務処理後の返還金（保険料分）が確定し、門真市、四條畷市及び本市に分配されることから、今後の給付費増に対応するため、介護給付費準備基金に積み立てるものです。

また、紙おむつ給付事業及び第1号被保険者保険料還付事業において、予算が不足する見込みとなっており、追加補正が必要となっています。

さらに歳入において、一般会計からの低所得者保険料軽減繰入金を追加することから、当初予算で計上している保険料を減額します。

つきましては、令和6年12月市議会定例会に、令和6年度守口市特別会計介護保険事業補正予算（第1号）を提出します。

2. 予算内容

歳入

（単位：千円）

内容	款	項	目	補正額
介護保険料の減額	介護保険料	介護保険料	第1号被保険者保険料	▲ 75,245
国、府支出金の増額 （紙おむつ給付事業）	国庫支出金	国庫補助金	地域支援事業交付金	308
	府支出金	府補助金	地域支援事業交付金	154
一般会計繰入金の増額 （紙おむつ給付事業等）	繰入金	一般会計繰入金	地域支援事業繰入金	154
			低所得者保険料軽減繰入金	75,245
旧くすのき広域連合返還金 （保険料）	諸収入	雑入	雑入	301,676
合計				302,292

歳出

（単位：千円）

事業名	款	項	目	節	補正額	財源内訳				
						国支出金	府支出金	繰入金	返還金 （保険料）	一般財源
紙おむつ給付事業業務委託	地域支援事業費	包括的支援事業・任意事業費	任意事業費	委託料	800	308	154	154	184	0
介護給付費準備基金積立事業	基金積立金	基金積立金	介護給付費準備基金積立金	積立金	293,843	0	0	0	293,843	0
第1号被保険者保険料還付事業 （保険収納課担当分）	諸支出金	償還金及び還付加算金	第1号被保険者保険料還付金	償還金、利子及び割引料	7,649	0	0	0	7,649	0
合計					302,292	308	154	154	301,676	0

（参考）

補正前歳入歳出総額：17,973,000千円

今回補正額：302,292千円

補正後歳入歳出総額：18,275,292千円

令和6年度守口市下水道事業会計補正予算(第3号)

1 資本的収入及び支出の補正

収 入 (単位：千円)

款	項	補正額	備 考
資本的収入	企業債	28,400	(目)企業債 (節)建設改良費債

支 出 (単位：千円)

款	項	補正額	財源内訳			備 考
			国(府)支出金 支出金	企業債	その他	
資本的支出	建設改良費	28,455	0	28,400	55	(目)管渠整備費 (節)工事請負費

(参 考)資本的支出の総額 (単位：千円)

	補正前の額	補正額	補正後の額
資本的支出	3,766,651	28,455	3,795,106

2 継続費の補正

(変 更) (単位：千円)

款	項	事業名		年度	年割額	財源内訳			備 考
						国(府)支出金	企業債	その他	
1 資本的 支出	1 建設 改良費	本町松下線 築造工事 (その2)	補 正 前	令和 3	75,000	37,500	37,500	0	
				4	225,000	112,500	112,500	0	
				5	624,180	225,000	399,100	80	
				6	13,632	6,800	6,800	32	
				7	144,744	72,300	72,400	44	
				計	1,082,556	454,100	628,300	156	
			補 正 後	令和 3	75,000	37,500	37,500	0	
				4	225,000	112,500	112,500	0	
				5	624,180	225,000	399,100	80	
				6	42,087	6,800	35,200	87	
				7	166,989	72,300	94,600	89	
				計	1,133,256	454,100	678,900	256	

3 債務負担行為の補正

(追 加) (単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
大枝ポンプ場ほか運転操作等業務委託事業	令和9年度まで	704,913
守口処理場ほか運転操作等業務委託事業	令和9年度まで	950,158

4 企業債の補正

(変 更) (単位：千円)

起債の目的	補正前の限度額	補正額	補正後の限度額
下水道施設整備事業	1,468,800	28,400	1,497,200

守口市情報機器等再構築業務

(1) スケジュール

案件	2024(R6)年度							2025(R7)年度					
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
スケジュール	■12月中・下旬 新規LGWAN系ノートパソコン(庁内全職員) 配布 ■12月中・下旬 新規LGWAN系デスクトップパソコン (各課に1台) 配布 ■2月 新規インターネット系パソコン (各課に1台) 配布 ■2月 インクジェット複合機 (出先施設) 配布 ■3月 新システムを使った運用開始												

(2) 新システムを使った運用開始 (令和7年3月から)

自席のパソコンからインターネットが見れます	■ 自席のLGWAN系ノートパソコンからアイコンをクリックすることで仮想ブラウザを通してインターネットに接続できるようになります。
自席のパソコンからウェブ会議ができます	■ 自席からウェブ会議をできるようになります。(PCにカメラが内蔵されています) ※ヘッドフォンやイヤホンが別途必要
テレワークの際もウェブ会議ができます	■ テレワークの際もウェブ会議に参加できるようになります。
LGWAN・インターネット両方のメールが見れます	■ グループウェア (Garoon) から、LGWAN系・インターネット系両方のメール送受信が可能となります。 ※LGドメイン (〇〇〇lg.jp) のメールアドレスでLGWAN系・インターネット系両方のメール送受信が可能
USBメモリを使用することなくデータを移動できます	■ 無害化ファイル転送システム (インターネット系⇔LGWAN系、LGWAN系⇔マイナンバー系) を使用することで、USBメモリを使わなくても庁内間のデータのやり取りが可能となります。